

## 8 健康 医 療 部

## 被爆者二世

### 原爆被爆者二世支援事業

平成13年度(2001年度)から原子爆弾被爆者二世に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に定める障がいを伴う疾病と同様の疾病についての医療費(自己負担額)を助成している。

年 度	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
登録証明書交付件数(件)	5 (延べ336)	2 (延べ338)	2 (延べ340)
医療費助成延べ件数(件)	111	135	121
医療費助成金額(円)	1,433,959	1,531,346	1,428,169

## 公害健康被害補償

昭和49年(1974年)11月30日、本市南部地域(面積9km<sup>2</sup>、地域内人口約10万人)が公害健康被害補償法による地域指定を受け、この法律に基づいて公害健康被害者の認定並びに補償を実施しているが、昭和63年(1988年)3月1日から同地域の指定が解除され、新規の認定はされないことになった。

### 1 認定状況

平成28年(2016年)4月1日現在(単位:人)

被認定者数	前年度比増減 (①-②)	転入者数 ①	認定取消者			
			転出者数	治癒等者数	死亡者数	計②
184	△7	0	1	0	6	7

### 2 障害等級決定状況平成28年(2016年)4月1日現在(単位:人)

障害等級 決定者数	等 級			
	1級	2級	3級	級外
184	0	37	125	22

### 3 公害健康被害被認定者に対する補償給付

- (1) 療 養 の 給 付 認定疾病の診療等について、その医療費を給付
- (2) 療 養 費 やむを得ない理由のため療養の給付を受けられなかったとき被認定者に対し支給

- (3) 障害補償費 15歳以上の被認定者に対し、障がいの程度に応じ、性・年齢区分によって支給
- (4) 療養手当 入院・通院に要する諸経費として、被認定者に対し、入院・通院日数の区分に応じて支給
- (5) 遺族補償費 } 認定疾病に起因して死亡した被認定者の遺族等で、一定の要件を備えて
- (6) 遺族補償一時金 } いる者に支給
- (7) 葬祭料 }

#### 4 医療費助成制度の創設

昭和63年(1988年)4月1日から、市南部地域の大气汚染のより一層の改善が図られるまでの間、大气汚染の影響を受けたと推定される疾病に罹った公害健康被害被認定者に対し、医療費の一部を助成している。ただし、平成24年度(2012年度)末で新規・更新申請の受付を終了し、平成27年(2015年)4月1日をもって全ての被認定者の認定期間が満了となった。

#### 5 公害保健福祉事業

##### (1) 家庭療養指導事業

公害健康被害被認定者の家庭を訪問し、日常生活の指導及び保健指導を実施している。

(単位：件)

区 分		年 度		
		平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
家庭訪問指導件数		139	156	149
内 訳	1級	0	0	0
	2級	24	32	25
	3級	102	111	111
	級外	13	13	13

##### (2) インフルエンザ予防接種費用助成事業

インフルエンザ予防接種を受けた公害健康被害被認定者に対して、予防接種に係る費用の自己負担分を助成することにより、健康の保持を図ることを目的として実施している。

接種者 平成27年度(2015年度) 延べ78人

## 健康・医療

### 健康・医療のまちづくり

#### (1) 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針

##### ア 基本的な考え方

国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への移転等を見据え、医療費の多くを占め、重度の要介護状態に直結しやすい循環器病について、予防医療や健康づくりの推進、市民参加型の取組のモデルの創成など、様々な取組を推進する。

##### イ 具体的な取組例

(ア) 国立循環器病研究センターが行う予防医療の取組に対して支援を行うとともに、同センターとのコラボレーションによる効果的な健康施策の検討。

(イ) 民間活力を活かしたコミュニティビジネスという形も含め、地域の方々が「予防」と、「生きがいづくり」や「就労」を兼ねて主体的に参加するモチベーションがわくような施策の検討。

(ウ) 吹田操車場跡地に開発される駅前複合施設に入る商業テナント等と連携したこの地域ならではの健康関連施策の検討。

##### ウ 取組の推進により目指すもの

(ア) 予防医療や健康づくりの推進により、市民の健康寿命（日常生活に制限のない期間）の延伸を図る。

(イ) 健康寿命が延伸した高齢者等の生きがいづくりや、その力を活用した地域活性化を進める。

これらにより、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を先進例として示し、世界をリードする健康都市を目指す。

##### エ 策定日

平成26年(2014年)5月19日

#### (2) 北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくり会議

##### ア 目的

北大阪健康医療都市を中心とした健康・医療のまちづくりの推進のため、吹田市・摂津市の医療関係者などで地域医療の在り方などについて検討を行う。

##### イ 開催状況

平成27年(2015年)4月9日	第5回	健康・医療のまちづくり会議
〃	6月2日	第6回
〃	8月4日	第7回

(3) 北大阪健康医療都市(健都)ポータルサイト

ア 概要

吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針で目指している北大阪健康医療都市(健都)での「国際級」の医療クラスター形成に向けて、吹田市、摂津市、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院などが北大阪健康医療都市(健都)で行っているプロジェクトや、健康・医療のまちづくりに関する情報を広く発信する場として、吹田市と摂津市が共同でポータルサイトを開設し、運営している。

(4) 北大阪健康医療都市(健都)2街区の用地取得

ア 概要

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道運輸機構」という。)が所有する約4,000㎡の土地について、健康・医療のまちづくりの観点から、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向け住宅の機能等を有する複合居住施設(高齢者向けウェルネス住宅)とする方針の下、平成27年(2015年)10月に同施設用地を購入した。

イ 土地概要

(ア) 面積 仮換地4,171㎡

(イ) 用途地域 第一種住居地域(容積率200%、建ぺい率60%)

(5) 健康管理拠点拡大モデル事業「すいたマチなか保健室」

ア 概要

テレビ電話端末による健康相談・栄養相談を気軽に受けるとともに、血圧計や体重計を活用して市民が自ら健康管理を行う拠点を設置する。また、公募した市民モニターが拠点から定期的な保健指導を受け、その効果から当事業の評価を行う。平成26年度(2014年度)～平成28年度(2016年度)のモデル事業として実施する。

イ 平成27年度(2015年度)実績

(ア) 健康管理拠点設置箇所数 53か所

(イ) 相談件数 298件

(ウ) 市民モニター参加者数 54人

(6) すいた健康サポーター事業

ア 概要

市民、地区福祉委員会等を対象に、自らの健康づくりに努めるとともに、家族や友人に対し、また、地域活動等において予防啓発活動を推進する「すいた健康サポーター」を養成するため、健康づくりについての知識と手法を学ぶ講座を開催する。

イ 平成27年度(2015年度)実績

- (ア) 講座開催 5回
- (イ) 申込者数 122人
- (ウ) 修了証交付者数 83人

**救 急 医 療**

市民の休日における応急的医療を提供する目的で一次救急医療機関として千里保健医療会館に吹田市立休日急病診療所を設置していたが、千里保健医療会館については、建築後30年以上が経過し老朽化が著しく、取壊しとなった。平成27年(2015年)2月22日から暫定的に保健センター4階で診療業務を行っており、当該診療所の恒久的な移転・整備について検討している。

**休日急病診療所**

(1) 運営状況

診療開始日 昭和54年(1979年)10月7日  
 診療科目 内科、小児科、外科、歯科  
 診療日 日曜日、祝日、年末年始  
 診療受付時間 午前9時30分から午前11時30分まで  
 (診療開始は午前10時)  
 午後1時から午後4時30分まで

医療従事者 医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、医師等が輪番で従事している。各休日の医療従事者は次のとおり(年末年始は必要に応じて増員する)

内科、小児科、外科医師	各1人	看護師	5人
歯科医師	1人	歯科衛生士	1人
薬剤師	2人	診療放射線技師	1人

(2) 受診状況

年 度	診療日数 (日)	内 科 (人)	小 児 科 (人)	外 科 (人)	歯 科 (人)	計 (人)	1日平均 (人)
平成25(2013)	71	2,229	1,509	834	388	4,960	69.9
” 26(2014)	72	2,830	1,760	767	368	5,725	79.5
” 27(2015)	72	1,820	1,646	516	338	4,320	60.0

## 高齢者福祉

### 老人医療

#### (1) 老人医療費給付制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人保健法に基づく医療費の給付を70歳以上及び65歳～69歳で一定の障がいのある高齢者等を対象に特別会計を設け実施した。対象者の年齢は、平成14年(2002年)10月に70歳から75歳に引き上げられた。平成20年(2008年)4月から老人医療費給付制度は後期高齢者医療制度に変わった。

平成22年度(2010年度)までは月遅れ請求分の給付があったが、平成23年度(2011年度)以降給付がなく返還のみとなった。

平成28年度(2016年度)以降、大阪府後期高齢者医療広域連合へ事務移管となった。

## (2) 老人医療費助成状況

区 分		年 度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
		診 療 月	3月～翌年2月	同 左	同 左
(対 象 者 数 延 べ 年 間 延 べ )	府	0	0	—	—
	市	9,871	9,871	—	—
	計	9,871	9,871	—	—
B	延べ助成件数(件)	20,230	20,230	27	5
C	医療費総額(円)	440,188,537	440,188,537	528,442	45,119
成 額 に 対 す る 助 成 額 D (円)	府	0	0	0	0
	市	54,843,877	54,843,877	343,762	10,007
	計	54,843,877	54,843,877	343,762	10,007
源 内 訳 (円)	府補助金	0	0	0	0
	一般財源	54,843,877	54,843,877	343,762	10,007
分 析	受診率 B —(%) A	204.9	204.9	—	—
	1件当たり医療費 C —(円) B	21,759	21,759	19,572	9,024
	1人当たり助成額 D —(円) A	5,556	5,556	—	—

平成25年（2013年）7月末で制度終了。以後は月遅れ請求分。



経 過	昭和47年(1972年)1月1日	市65歳以上(所得制限なし)、府70歳以上(所得制限)
	〃 48年(1973年)1月1日	国70歳以上(所得制限)、府67歳以上(所得制限)
	〃 49年(1974年)3月1日	府65歳以上(所得制限)
	〃 53年(1978年)10月1日	〃 (所得制限を強化)
	〃 58年(1983年)2月1日	老人保健法施行、一部負担金制度実施
	〃 60年(1985年)4月1日	社会保険各法の被保険者(附加給付制度のある保険加入者本人を除く)に対して医療費助成実施
	平成10年(1998年)11月1日	府65歳以上(所得制限を強化)
	〃 12年(2000年)8月1日	市65 〃 (所得制限を導入)
	〃 16年(2004年)11月1日	附加給付のある社会保険被保険者本人を対象に加える 府制度:新たに65歳になる市民税非課税世帯の者を対象外とし、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象として継続 市制度:府が対象外とした市民税非課税世帯の者を市単独で対象として継続
	〃 17年(2005年)4月1日	市制度:市単独で上乗せしていた所得150万円以下世帯の者を対象外とし、市民税非課税世帯の者を対象として医療費助成を継続
	〃 18年(2006年)8月1日	府制度:昭和14年(1939年)10月31日以前生まれの者のうち、老年者非課税措置廃止に伴う経過措置として、住民税が軽減される者で構成される世帯に属する者を、70歳になる月末まで(1日生まれの方は前月末まで)対象に加える
	〃 20年(2008年)4月1日	府制度:一部負担金相当額等一部助成制度の公費番号化に伴い、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象外とする
	〃 21年(2009年)11月1日	府制度:府制度が終了し市単独制度となった
	〃 25年(2013年)8月1日	市単制度も全て終了

### (3) 一部負担金相当額等一部助成制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人医療受給者で市民税非課税世帯の者及び重度障がい者等を対象に一部負担金相当額等の助成を実施した。(府制度により実施)

昭和58年(1983年)9月1日からは、対象範囲を拡大し、均等割のみ課税世帯の者及び中度障がい者(身体障がい者のうち3・4級の者と知的障がい者のうち中度B1と判定された者)についても助成することにした。(市単独)

平成12年(2000年)8月1日から大阪府が市民税非課税世帯の者を対象から外したが、市単独で制度を継続し助成を実施した。

平成13年(2001年)8月1日から重度障がい者等(府制度)及び中度障がい者等(市単独制度)に対象者の見直しを行い助成を実施した。

平成16年(2004年)11月1日から一部自己負担金(一医療機関ごとに一日500円、月二日まで)を導入した。同日から大阪府が所得制限を強化したが、市単独で所得制限なしを継続し実施した。

平成17年(2005年)4月1日から府基準と同様の所得制限を導入した。

平成18年(2006年)7月1日から一部自己負担金を同じ月内に2,500円を超えて負担した場合、超えた額を申請により返金する制度を導入した。

平成20年(2008年)4月1日から公費番号化された。

平成25年(2013年)8月1日から中度障がい者(市単独制度)の所得制限を全て非課税世帯の者とした。

一部負担金相当額等一部助成状況調べ

区 分		年 度	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
		診 療 月	3月～翌年2月	同 左	同 左
対 象 者 数 A	府 市 計		50,763	53,471	55,290
			27,796	21,905	21,592
			78,559	75,376	76,882
助 成 件 数 B	府 市 計		145,645	157,404	171,022
			86,855	66,628	66,823
			232,500	224,032	237,845
助 成 額 (円) C	府 市 計		354,946,726	461,180,733	489,280,464
			135,487,628	108,501,696	108,352,280
			490,434,354	569,682,429	597,632,744
内財 訳源 (円)	府 補 助 金 一 般 財 源		180,955,053	226,457,210	247,461,224
			309,479,301	343,225,219	350,171,520
分 析	受 診 率 —(%)	B	296.0	297.2	309.4
		A			
	1件当たり助成額—(円)	C	2,109	2,543	2,513
		B			
1人当たり助成額—(円)	C	6,243	7,558	7,773	
	A				

## 後期高齢者医療制度

平成20年(2008年)4月1日から、老人保健制度に替わる独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設された。

- 1 対象者 75歳以上の者及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の者
- 2 運営主体 大阪府内の全ての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」
- 3 市の事務 保険料徴収事務、届出・申請等の窓口業務
- 4 被保険者数

各年3月31日現在

年度	区分	人口(人)	被保険者数(人)	被保険者割合(%)
平成26(2014)		360,007	34,948	9.71
〃 27(2015)		362,899	36,421	10.04
〃 28(2016)		367,510	39,941	10.86

## 5 保険料

被保険者均等割額 1人当たり5万1,649円

所得割額 基礎控除後の総所得金額×10.41%

\*賦課限度額は、57万円(年額)

## 6 軽減策

(1) 所得の低い世帯に対する軽減措置(均等割額の軽減)

世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減割合
基準額 = 【基礎控除額(33万円)】を超えないとき	8.5割
基準額 = 【基礎控除額(33万円) + 26万5,000円×被保険者数】を超えないとき	5割
基準額 = 【基礎控除額(33万円) + 48万円×被保険者数】を超えないとき	2割

(注) 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収80万以下で他の所得がない世帯(給与収入等がある場合でも控除後所得が0円の場合)は9割軽減とする。

また、年金収入が153万円以上211万円以下の方(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下)の場合は所得割を5割軽減とする。

(2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

本制度の被保険者資格を取得する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和を図るため、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減される。

## 7 保険料収納状況

年度	区分 徴収方法	現 年 分			滞 納 繰 越 分		
		調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)
平成25(2013)	特別徴収	1,658,496	1,658,496	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,863,119	1,827,874	98.11	59,667	16,896	28.32
	計	3,521,615	3,486,370	99.00	59,667	16,896	28.32
" 26(2014)	特別徴収	1,733,929	1,733,929	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,923,586	1,889,264	98.22	62,363	16,818	26.97
	計	3,657,515	3,623,193	99.06	62,363	16,818	26.97
" 27(2015)	特別徴収	1,810,489	1,810,489	100.00	0	0	—
	普通徴収	1,909,695	1,878,082	98.34	67,733	20,506	30.27
	計	3,720,184	3,688,571	99.15	67,733	20,506	30.27

# 国民健康保険

## 1 被保険者数の推移

(各年度末)

区 分 年 度	総 数		被 保 険 者		加 入 割 合 (%)	
	世 帯 数	人 口	世 帯 数	被保険者数(人)	世 帯	被保険者
平成25(2013)	161,678	360,007	49,852	83,676 (3,975)	30.8	23.2 (1.1)
〃 26(2014)	163,898	362,899	49,395	81,814 (3,290)	30.1	22.5 (0.9)
〃 27(2015)	166,830	367,510	48,875	79,819 (2,200)	29.3	21.7 (0.6)

(注) ( ) 内は退職者医療分で内数。退職者医療制度(昭和59年(1984年)10月施行)は、老人保健法の適用を受けていない75歳未満の国民健康保険の被保険者で、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその家族を対象に創設された(平成20年(2008年)4月より65歳未満に改正された)

## 2 保険給付

### (1) 給付範囲

#### ア 給付割合

未就学児 2割、義務教育就学後から69歳までの者 3割、70歳から74歳の者 2割(一定以上所得者 3割、昭和19年(1944年)4月1日以前生まれの方は2割のうち1割を国が負担)

ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条若しくは第29条の2に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する指定自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号に規定する精神通院医療、結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に規定する医療又は同法第37条の2に規定する医療については、本人負担なし

#### イ その他の給付

出産育児一時金 1件 40万4,000円(平成27年(2015年)10月～)

(平成27年(2015年)1月より産科医療補償制度加入の医療機関は1.6万円加算される)

葬祭費 1件 3万円(昭和53年(1978年)4月～)

## (2) 給付状況

区 分	出産育児一時金		葬 祭 費	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
平成25(2013)	315	133,355	457	13,710
〃 26(2014)	307	127,944	374	11,220
〃 27(2015)	301	126,168	422	12,660

## 3 保険料

## (1) 保険料、賦課限度額の推移

(各年4月1日現在)

区 分 改定年	国民健康保険法施行令 による賦課限度額	本市の賦課限度額 の実績	保 険 料 1 人 当 たり 平 均 月 額 及 び 改 定 率 ( 前 年 比 )
平成26(2014)	(医療分) 51	(医療分) 51	(医療分) 5,883 103.0
	(介護分) 14	(介護分) 14	(介護分) 2,588 101.8
	(支援分) 16	(支援分) 16	(支援分) 2,011 104.9
〃 27(2015)	(医療分) 52	(医療分) 52	(医療分) 5,915 100.5
	(介護分) 16	(介護分) 16	(介護分) 2,272 87.8
	(支援分) 17	(支援分) 17	(支援分) 2,002 99.6
〃 28(2016)	(医療分) 54	(医療分) 54	(医療分) 6,309 106.7
	(介護分) 16	(介護分) 16	(介護分) 2,231 98.2
	(支援分) 19	(支援分) 19	(支援分) 2,008 100.3

(注) 介護分は40歳以上65歳未満の被保険者が該当

(2) 賦課方法

区 分		賦 課 合	賦 課 標 準	保 険 料 平成28年度(2016年度)	賦課期日	賦課期日後の増減
医 療 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成27年(2015年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.084	4月1日	月割賦課 を行う
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	被保険者数×13,216円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	52,039円		
介 護 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成27年(2015年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0241		
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	介護2号被保険者数×4,705円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	介護2号被保険者を有する世帯 13,270円		
支 援 分	所得割	50%	基礎控除後の 総所得金額等	平成27年(2015年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.026		
	均等割	15%	被 保 険 者 1 人 につ き	被保険者数×4,204円		
	平等割	35%	1 世 帯 に つ き	16,552円		

(3) 徴収方法

普通制度 ・納付書を使用し、指定金融機関・収納代理金融機関又はコンビニエンスストアで納付する。

・口座振替(自動払込み)により銀行等の口座から納付する。

特別徴収 被保険者全員が65歳以上75歳未満、世帯主の年金受給額が18万円以上であり、介護保険料が年金から徴収されており、国民健康保険料との合算が年金受給額の2分の1を超えない人について、年金から徴収する。

## (4) 保険料収納状況

区分 年度	種別	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)
平成25(2013)	現年分(医療)	5,830,946	5,172,773	88.71
	〃 (介護)	842,058	705,198	83.75
	〃 (後期支援)	1,956,238	1,730,694	88.47
	滞納繰越分(医療)	1,917,576	329,223	17.17
	〃 (介護)	323,948	53,519	16.52
	〃 (後期支援)	540,323	89,243	16.52
	計	11,411,089	8,080,650	70.81
〃 26(2014)	現年分(医療)	5,800,198	5,150,668	88.80
	〃 (介護)	794,567	665,075	83.70
	〃 (後期支援)	1,981,341	1,757,536	88.70
	滞納繰越分(医療)	1,978,578	338,677	17.12
	〃 (介護)	365,476	60,372	16.52
	〃 (後期支援)	598,012	99,608	16.66
	計	11,518,172	8,071,936	70.08
〃 27(2015)	現年分(医療)	5,667,401	5,040,604	88.94
	〃 (介護)	662,877	559,362	84.38
	〃 (後期支援)	1,917,694	1,704,822	88.90
	滞納繰越分(医療)	2,031,979	342,126	16.84
	〃 (介護)	391,726	62,897	16.06
	〃 (後期支援)	644,757	106,426	16.51
	計	11,316,434	7,816,237	69.07



(5) 保険料の軽減措置 平成27年度(2015年度)

ア 低所得者に対する減額

( ) 内は特定世帯(外数)

区 分	均等割(円)	平等割(円)	世帯数	被保険者数(人)	軽減額(円)
条例第16条の2 第1項第1号該当者 (7割軽減)	8,730	34,823 (17,412)	15,998 (1,174)	23,273	801,153,846
同2号該当者 (5割軽減)	6,236	24,873 (12,437)	4,986 (823)	11,808	218,121,945
同3号該当者 (2割軽減)	2,495	9,950 (4,975)	3,923 (1,192)	10,634	77,426,080
計			24,907 (3,189)	45,715	1,096,701,871

イ 条例第26条による一般減免等

対象者 (ア) 災害等により生活が著しく困難となった者

(イ) 貧困により生活のため、公私の扶助を受けている者

(ウ) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

区 分	件 数	減 免 額 (円)
現 年 分	3,411 (389)	258,303,914 (19,716,920)
滞 納 繰 越 分	507	42,444,790
計	3,918 (389)	300,748,704 (19,716,920)

( ) 内 条例減免 社会保険の被扶養者であった65歳の人が、被保険者が後期高齢者医療制度に加入する事により国民健康保険になった場合の減免

#### 4 国保財政の推移

##### (1) 年度別決算状況

(単位：千円)

年度	歳 入									
	項別	保 険 料	国庫給付費 負 担 金	国庫補助金	府 補 助 金	繰 入 金	そ の 他	計		
平成 25 (2013)		8,080,650	5,687,346	1,290,215	2,005,093	2,966,373	15,775,427	35,805,104		
" 26 (2014)		8,071,936	5,964,758	1,288,021	1,932,452	3,934,142	15,062,647	36,253,956		
" 27 (2015)		7,816,237	6,080,700	1,549,133	2,061,191	4,034,881	20,434,672	41,976,814		

(単位：千円)

年度	歳 出									
	項別	総 務 費	療 養 諸 費	そ の 他 の 給 付 費	保 健 事 業 費	前年度繰上 充 用 金	そ の 他	計	歳 入 歳 出 差 引	
平成 25 (2013)		399,102	21,616,554	2,818,260	277,529	3,516,691	10,532,354	39,160,490	△ 3,355,386	
" 26 (2014)		923,451	21,581,285	2,709,838	278,562	3,355,386	10,272,155	39,120,677	△ 2,866,721	
" 27 (2015)		662,821	22,174,777	2,980,694	334,574	2,866,721	15,690,472	44,710,059	△ 2,733,245	

## 1 保健センター・保健センター南千里分館

市民の健康管理と保健知識の普及啓発のため、各種健康診査、予防接種、母子保健等の業務、生活習慣病予防等を目的とした健康教育、健康相談を行っている。

### (1) 保健センター（総合福社会館・保健会館との複合施設の3・4階の部分占有）

延べ床面積	2,876.6㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建
開設	昭和62年(1987年)4月1日
所在地	出口町19番2号

### (2) 保健センター南千里分館（千里ニュータウンプラザ4階の部分占有）

延べ床面積	734.12㎡
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下2階塔屋1階地上8階建
開設	平成24年(2012年)9月
所在地	津雲台1丁目2番1号

## 2 予防接種

### (1) 定期接種

予防接種法に基づく予防接種を（一社）吹田市医師会等に委託して実施している。

予防接種実施状況

(単位：人)

区分 年度	BCG 接種者	二種混合 (ジフテリア 破傷風)	三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ)	急性 灰白髄炎 (不活化ポリオ)	日本脳炎	風しん	麻しん (はしか)	麻しん・ 風しん混合	子宮頸がん 予防
平成25(2013)	2,908	2,528	3,369	10,441	4,308	12,922	0	1	6,417	574
〃 26(2014)	3,278	2,535	609	13,013	1,770	13,393	0	0	6,551	24
〃 27(2015)	3,508	2,398	6	13,923	477	12,640	0	0	6,861	13

区分 年度	水痘	インフルエンザ 菌b型(ヒブ)	小児用 肺炎球菌	インフルエンザ (高齢者対象)	肺炎球菌 (高齢者対象)
平成25(2013)	—	14,096	13,818	34,520	—
〃 26(2014)	6,557	13,433	13,409	37,507	9,399
〃 27(2015)	7,047	13,858	13,800	37,491	7,935

※平成23年(2011年)日本脳炎定期予防接種の機会を逸した平成7年(1995年)4月1日から平成19年(2007年)4月1日までに生まれた人(20歳未満まで)を特例対象者とし、第1期及び第2期の接種が可能となる。

※平成24年(2012年)11月1日からジフテリア、百日咳、ポリオ及び破傷風の第1期に四種混合ワクチンが追加された。

※平成25年(2013年)4月1日から子宮頸がん予防・インフルエンザ菌b型(ヒブ)・小児用肺炎球菌の予防接種が、予防接種法による定期接種に追加された。

※子宮頸がん予防ワクチンの接種について、当該ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかとなるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を積極的に勧奨しないよう、平成25年(2013年)6月14日付けで厚生労働省から通知が発出された。

※平成26年(2014年)10月1日から乳幼児を対象とした水痘及び高齢者を対象とした肺炎球菌の予防接種が、予防接種法による定期接種に追加された。

### (2) 任意接種

平成25年(2013年)、主に20歳代から40歳代を中心として、特に首都圏及び近畿地方で風しんが流行し、大阪府は、平成25年(2013年)5月13日付けで「風しん流行緊急事態」を宣言した。本市においても、緊急的に風しんの感染予防に努め、出生児の先天性風しん症候群の発症の防止を図ることを目的に、平成25年(2013年)5月13日から同年9月30日までの間、19

歳以上の市民のうち、妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者を対象に、緊急風しん予防対策事業として、風しん予防接種に要した費用の一部公費助成を実施した。なお、平成26年度(2014年度)からは、風しん予防接種促進事業として、妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊娠している女性の配偶者で十分な抗体のない人を対象に、風しん予防に要する費用の一部公費助成を実施している。

年度 \ 区分	助成人数(人)	助成額(円)
平成25(2013)	2,096	14,233,663
〃 26(2014)	270	1,606,204
〃 27(2015)	257	1,531,450

### 3 健康診査(母子)

母子保健法に基づいて、妊娠から就学までの健康診査や保健相談等の事業を実施している。

#### (1) 妊婦健康診査

妊婦に対して受診票を交付し、委託医療機関にて健診を行い、妊婦の健康管理の向上を図る。

(単位：人)

年度 \ 区分	受診者数	結 果		B型肝炎検査
		異常なし	異常及び異常の疑い	HB S抗原陽性者
平成25(2013)	(延べ)36,751	34,883	1,868	17
〃 26(2014)	(延べ)38,262	36,514	1,748	24
〃 27(2015)	(延べ)38,895	37,092	1,803	10

※平成26年度(2014年度)11月1日から、公費負担上限額を6万2,600円から10万1,560円に拡充した。

#### (2) 乳児一般健康診査、乳児後期健康診査

1歳未満の乳児に対し委託医療機関にて健診を行い、必要に応じて適切な指導を行う。

乳児一般健康診査

(単位：人)

年度 \ 区分	受診児数	結 果	
		異常なし	異常及び異常の疑い
平成25(2013)	2,650	2,455	195
〃 26(2014)	2,714	2,470	244
〃 27(2015)	2,827	2,550	277

乳児後期健康診査

(単位：人)

年 度	区 分	受 診 児 数	結 果	
			異 常 な し	異 常 及 び 異 常 の 疑 い
平成25(2013)		3,139	2,820	319
〃 26(2014)		3,173	2,834	339
〃 27(2015)		3,432	3,011	421

(3) 4か月児健康診査

4か月になる乳児に対し、個別通知をし委託医療機関にて健康診査を実施している。また、栄養・発達・生活リズム等についての保健指導やグループワーク、交流会を通じ育児不安の解消、健全な子育てができるよう保健指導事業としてすくすく赤ちゃんクラブを実施している。

4か月児健康診査

(単位：人)

年 度	区 分	対 象 児 数	受 診 児 数	結 果 (重複あり)					
				異常なし	要経観	要精検	要治療	治療中	要指導
平成25(2013)		3,303	3,184	2,862	181	25	31	89	5
〃 26(2014)		3,332	3,266	2,910	189	20	50	106	12
〃 27(2015)		3,529	3,461	3,080	184	38	47	122	6

保健指導事業 (すくすく赤ちゃんクラブ)

年 度	区 分	実 施 回 数(回)	対 象 者 数(人)	来 所 者 数(人)
平成25(2013)		85	3,303	1,724
〃 26(2014)		96	3,332	1,793
〃 27(2015)		120	3,529	2,068

(4) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月から2歳を超えない幼児を対象に、計測、診察、歯科診察・相談、保健指導（発達、栄養、育児、歯科、アレルギー）を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区 分		年 度			
		平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	
一 般 健 診	対 象 児 数	3,495	3,354	3,462	
	内 科 健 診 受 診 児 数	3,364	3,270	3,400	
	結 果 (重 複 あ り)	異 常 な し	3,032	2,934	2,752
		要 経 観	148	178	220
		要 精 検	44	34	36
		要 治 療	11	7	7
		治 療 中	82	77	91
要 指 導	1,718	1,682	1,657		
歯 科 健 診	歯 科 受 診 児 数	3,281	3,173	3,283	
	結 果 (重 複 あ り)	要観察歯を有する児 (C0)	63	72	76
		むし歯を有する児 (C1～C4)	48	53	28
	カリオスタット ハイリスク児	781	742	755	

(注) カリオスタットハイリスク…むし歯になる危険度が高い

(5) 3歳児健康診査

3歳児を対象に、尿検査、計測、診察、視聴覚アンケート、歯科診察・相談、保健指導（発達、育児、栄養、歯科、アレルギー）を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区 分		年 度	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	
一 般 健 診	対 象 児 数		3,421	3,450	3,595	
	内 科 健 診 受 診 児 数		3,030	3,183	3,242	
	結 果 ( 重 複 あ り)	異 常 な し		2,750	2,703	2,581
		要 経 観		150	112	104
		要 精 検		47	45	29
		要 治 療		18	3	5
		治 療 中		77	36	31
要 指 導		1,002	1,056	1,116		
歯 科 健 診	歯 科 受 診 児 数		2,779	2,926	3,081	
	結 果 ( 重 複 あ り)	要観察歯を有する児 (C0)		124	140	150
		むし歯を有する児 (C1~C4)		400	418	458
		カリエスタット ハイリスク児		721	814	809

(6) 3歳児視聴覚検診（二次検診）

3歳児健康診査を受診した保護者に簡易な視聴覚検査を行ってもらい、その結果とアンケートから必要な幼児に対し、耳鼻科・眼科の二次検診を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	ア ン ケ ー ト 結 果				二 次 検 診 結 果				
		回収数	異 常 な し	要二次 検 診	治療中	二次検 診受診 児 数	異 常 な し	要治療	要精検	要経観
平成25 (2013)	視力検診	3,030	2,759	223	48	146	55	13	34	44
	聴覚検診	3,030	2,979	15	36	11	5	3	2	1
" 26 (2014)	視力検診	3,183	2,861	273	49	167	67	31	35	34
	聴覚検診	3,183	3,106	43	34	25	15	9	0	1
" 27 (2015)	視力検診	3,242	2,894	290	58	166	68	20	33	45
	聴覚検診	3,242	3,180	32	30	19	6	8	0	5



(7) 経過観察健診（二次健診）

乳幼児健康診査、健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対し、専門医師や発達指導員による健診・相談を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	対象児数	受診児数	結 果 (重複あり)				
				異常なし	要 経 観	要 医 療	他機関紹介	そ の 他
平成25(2013)		1,692	1,386	341	870	30	284	344
" 26(2014)		1,705	1,412	350	834	27	294	362
" 27(2015)		1,684	1,363	313	780	28	314	407

(8) 2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科診察、歯科保健指導、カリエスタット検査等を内容とした歯科健康診査を実施している。

(単位：人、件)

年 度	区 分	対 象 児 数	受 診 児 数	結 果 (重複あり)						
				要観察歯を有する児(C0)	むし歯を有する児(C1~C4)	カリエスタットハイリスク児	指 導 件 数			
							指しゃぶり	歯列咬合	歯の異常	その他
平成25(2013)		3,441	2,746	69	149	685	646	424	146	99
" 26(2014)		3,539	2,842	96	142	762	584	381	163	124
" 27(2015)		3,486	2,753	77	144	694	645	399	184	140

(9) 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児歯科健康診査フォロー事業

1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健康診査において、要フォローと判定された幼児を対象に口腔内観察、歯科相談、歯科保健指導を内容とした歯科健康診査フォロー事業を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	1歳6か月児歯科健診フォロー		2歳6か月児歯科健診フォロー		3歳児歯科健診フォロー	
		対象児数	受診児数	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数
平成25(2013)		850	388	813	380	656	227
" 26(2014)		841	404	901	424	740	255
" 27(2015)		833	381	812	372	713	254

(10) 6歳臼歯健康診査

満6歳の幼児を対象に歯科健診、歯科保健指導を(一社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	対象児数	受診児数
平成25(2013)		3,369	2,153
" 26(2014)		3,442	2,202
" 27(2015)		3,594	2,316

(1) 妊婦歯科健康診査

妊婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を(一社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	対象者数	受診者数
平成25(2013)		3,438	1,258
〃 26(2014)		3,648	1,327
〃 27(2015)		3,606	1,287

4 結核検診

(単位：人)

年度	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
受診者	19,964	19,493	19,651
要精検者	434	376	465

5 健康診査(成人)

生活習慣病予防のための各種健康診査事業(30歳代健康診査・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診等)を実施している。

(1) 30歳代健康診査(生活習慣病予防健康診査)

満30歳以上39歳以下の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。内容としては、問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧・検尿・理学的検査・血液検査等で医師の判断において心電図・眼底検査を行う。

(単位：人)

年 度	区 分	受診者数
平成25(2013)		3,990
〃 26(2014)		3,801
〃 27(2015)		3,602

(2) B型・C型肝炎ウイルス検診

40歳の市民と昭和7年(1932年)以降生まれの41歳以上で当該検診未受診の人、昭和6年(1931年)以前生まれの人で過去に肝機能異常を指摘された人、広範な外科的処置や輸血などを受けたことのある人、又は妊娠分娩時に多量に出血したことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	異常なし	要精検者数
平成25(2013)	(B型)	2,635	2,619	16
	(C型)	2,635	2,625	10
" 26(2014)	(B型)	2,374	2,356	18
	(C型)	2,374	2,370	4
" 27(2015)	(B型)	2,384	2,369	15
	(C型)	2,384	2,376	5

(注) 検診料 500円

※C型肝炎結果の異常なしと要精検者数の合計が受診者数と一致しないのは、HCV核酸増幅検査未受診者がいるため。

(3) 胃がん検診(X線法)

満35歳以上の市民を対象に、保健センターに検診車を派遣し、(公財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)		3,090	236	5
" 26(2014)		3,151	232	5
" 27(2015)		3,103	176	3

(注) 検診料 1,000円

※平成27年(2015年)2月から、休日急病診療所の移転に伴い、保健センターのみで実施している。

(4) ペプシノゲン胃検診

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の市民を対象に、(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)		2,682	326	2
" 26(2014)		2,153	224	4
" 27(2015)		2,045	140	1

(注) 検診料 300円

(5) 子宮がん検診

満20歳以上の女性を対象に、問診・内診・細胞診の検査を(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)	(頸部)	12,737	252	8
	(体部)	1,927 (再掲)	31	3
" 26(2014)	(頸部)	15,995	380	3
	(体部)	1,814 (再掲)	50	3
" 27(2015)	(頸部)	12,389	337	2
	(体部)	1,863 (再掲)	46	5

(注) 検診料 500円(ただし、体部の細胞診を実施した場合は別途500円)

(6) 乳がん検診

満30歳以上39歳以下の女性を対象に視触診検査を、満40歳以上の女性を対象に視触診検査及びマンモグラフィ検査を(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)	30～39歳視触診のみ	1,885	78	0
	40歳以上マンモ併用検診	9,520	646	23
" 26(2014)	30～39歳視触診のみ	1,892	86	0
	40歳以上マンモ併用検診	10,420	737	20
" 27(2015)	30～39歳視触診のみ	1,791	85	1
	40歳以上マンモ併用検診	11,350	850	21

(注) 検診料 視触診のみ(30～39歳) 700円

マンモグラフィ併用検診(40歳以上) 1,000円

(7) がん検診推進事業

平成21年度(2009年度)から、受診率の向上並びにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図ることを目的に、特定の年齢の方を対象に子宮頸がん及び乳がんについての「がん検診手帳」と「無料クーポン券」を送付している。平成24年度(2012年度)からは、大腸がん検診についても実施している。

※平成27年度(2015年度)の対象者は、子宮頸がん・乳がんについては平成25年度(2013年度)の子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者で平成22年度(2010年度)～平成26年度(2014年度)の検診を未受診の方、及び子宮頸がんについては20歳女性、乳がんについては40歳女性。大腸がんについては40・45・50・55・60歳の男女。

(単位：人)

年度		平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
子宮頸がん	対象者数	12,023	34,375	8,304
	受診者数	1,805 ※(32)	5,412 ※(151)	881 ※(15)
	受診率	15.0	15.7	10.6
乳がん	対象者数	12,570	34,366	10,351
	受診者数	1,798 ※(73)	4,647 ※(170)	1,389 ※(23)
	受診率	14.3	13.5	13.4
大腸がん	対象者数	24,564	25,420	25,566
	受診者数	1,774 ※(38)	1,617 ※(41)	1,825 ※(28)
	受診率	7.2	6.4	7.1

※( )内は償還払い利用者数(再掲)

## (8) 肺がん検診

満40歳以上の市民を対象に、(一社)吹田市医師会及び(公財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。検診内容は問診・胸部X線、喀痰細胞診検査(必要な者のみ)。

(注) 必要な者とは、ア 喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)600以上の者  
イ 6か月以内に血痰の出た者

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)		19,657	536	11
" 26(2014)		17,117	515	10
" 27(2015)		18,001	619	5

(注) 検診料 400円(ただし、喀痰検査については別途500円)

## (9) 大腸がん検診

満40歳以上の市民を対象に、問診・便潜血反応検査(2日法)を(一社)吹田市医師会及び(公財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)		27,592	2,022	119
" 26(2014)		25,482	1,996	82
" 27(2015)		27,790	2,045	70

(注) 検診料 300円

(10) 成人歯科健康診査

満30歳以上の市民を対象に、歯科疾患の早期発見予防のための歯科健診を(一社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。(15歳以上の障がい者にも実施)

(単位：人)

年度	区分	訪 問 歯 科 健 康 診 査				
		受診者数	異常なし	要指 導	要治 療	要観 察
平成25(2013)		23,629	2,234	906	18,179	2,310
〃 26(2014)		23,639	2,452	774	18,313	2,100
〃 27(2015)		22,674	2,673	859	17,594	1,548

(11) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科事業

おおむね65歳以上の人で在宅で寝たきりの状態にある人、又はこれに準ずる状態にある人で通院できない人等を対象に、歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問し、口腔内診査を実施している。

(単位：人)

年度	区分	訪 問 歯 科 健 康 診 査				
		受診者数	異常なし	要指 導	要治 療	要観 察
平成25(2013)		220	7	34	130	49
〃 26(2014)		232	3	27	163	39
〃 27(2015)		213	4	27	153	29

(12) 骨粗しょう症検診

満20歳以上70歳以下の5歳節目の市民を対象に、MD法、DXA法、超音波法のいずれかによる骨量の測定検査を(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	訪 問 歯 科 健 康 診 査			
		受診者数	異常なし	要指 導	要精 検
平成25(2013)		4,325	2,461	1,169	695
〃 26(2014)		3,456	2,039	904	513
〃 27(2015)		2,416	1,509	550	357

(注) 検診料 1,000円

※平成27年(2015年)1月から、対象者を20歳以上70歳以下(5歳節目)の市民に変更している。

(13) 聴力検診

満50歳以上70歳以下(5歳節目)の市民を対象に聴力低下の原因となる疾病や障がいの早期発見、早期治療を目的に実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	受診者		
		受診者	異常なし	異常あり (疑い含む)
平成25(2013)		368	202	166
〃 26(2014)		362	229	133
〃 27(2015)		323	222	101

(注) 検診料 500円

(14) 健康長寿健診

後期高齢者医療健康診査受診者を対象に(一社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

年度	区分	受診者
平成25(2013)		12,447
" 26(2014)		13,425
" 27(2015)		13,904

(15) 前立腺がん検診

満50歳以上の男性を対象に問診・P S A検査を(一社)吹田医師会に委託して実施している。

(単位：人・%)

年度	区分	受診者	要精密検査者	がん発見者
平成25(2013)		9,091	458	58
" 26(2014)		8,600	504	61
" 27(2015)		8,984	590	39

(注) 検診料 700円

## 6 保健指導

市民の保健知識の普及啓発と健康管理のため、健康教育・健康相談・訪問指導等を通じての保健指導活動を行っている。

(1) 健康教育

次の事業を開催し、母子保健・生活習慣病予防・健康増進等に関する正しい知識の普及を図っている。

平成27年度(2015年度)実績

(単位：回数・人)

事業名	開催数	延べ利用者数	事業名	開催数	延べ利用者数
市民健康教室	3	208	地区保健活動推進事業	128	2,207
乳がん予防教室	27	394	歯と歯ぐきの健康教室	1	50
ロコモティブシンドローム予防教室	2	69	妊婦(両親)教室 妊婦・出産編	36	977
循環器病予防講演会	1	96	妊婦(両親)教室 育児編	13	871
特定保健指導フォローアップ事業	18	439	育児相談会	18	415
がん予防啓発キャンペーン	10	604	育児教室	754	10,370
骨粗しょう症予防キャンペーン	4	292	離乳食講習会	50	1,484
禁煙対策特別企画展	2	229	地区母子保健活動推進事業	225	2,620
みんなの健康展	2	305			

(2) 健康相談

下記の相談事業を保健センター等で行い、心身の健康に関する個別の指導と相談を行っている。

平成27年度(2015年度)実績

(単位：回数・人)

事業名	開催数	延べ利用者数	事業名	開催数	延べ利用者数
保健栄養相談	16	16	出張健康相談	90	670
健康電話相談	247	2,947			

(3) 特定保健指導

平成20年度(2008年度)から、吹田市国保健康診査(40歳から74歳の吹田市国保加入者を対象)等の受診者で動機付け支援、積極的支援と判定された人を対象に、メタボリックシンドロームの予防と解消のための特定保健指導を衛生部門請負型で実施している。(単位：人)

年度	区分	動機付け支援	積極的支援	計
平成25(2013)	内臓脂肪解消セミナー(年間30回)	407	67	474
	メタボリックシンドローム予防相談	25	7	32
	計	432	74	506
" 26(2014)	内臓脂肪解消セミナー(年間30回)	451	66	517
	メタボリックシンドローム予防相談	45	7	52
	計	496	73	569
" 27(2015)	内臓脂肪解消セミナー(年間30回)	468	79	547
	メタボリックシンドローム予防相談	32	15	47
	計	500	94	594

(4) 口腔ケアセンター管理運営事業

(単位：人)

区分 年度	赤ちゃんの歯の広場		口腔ケア活動推進事業		
	回数	受講者数 (組数)	日数	相談 延べ利用者数	情報発信 延べ利用者数
平成25(2013)	24	430	246	3,072	6,230
" 26(2014)	24	395	244	3,450	5,977
" 27(2015)	24	409	243	3,520	5,643

※口腔ケアセンター開館日：平成24年(2012年)9月3日 (一社)吹田市歯科医師会に委託して実施

※赤ちゃんの歯の広場は、平成24年(2012年)10月から実施



## (5) 新生児訪問指導

妊産婦、新生児に対して保健師等が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

年 度	区 分	妊 産 婦		新 生 児	
		実 人 数	延 べ 人 数	実 人 数	延 べ 人 数
平成25(2013)	保 健 師	741	1,007	79	94
	助 産 師	664	664	178	178
	計	1,405	1,671	257	272
" 26(2014)	保 健 師	819	1,068	73	81
	助 産 師	700	700	118	118
	計	1,519	1,768	191	199
" 27(2015)	保 健 師	916	1,165	75	89
	助 産 師	629	629	164	164
	計	1,545	1,794	239	253

## (6) 乳幼児訪問指導

乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について保健師が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

年度	区分	乳児（新生児・未熟児を除く）		幼 児	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成25(2013)		924	1,125	286	383
" 26(2014)		1,066	1,253	322	477
" 27(2015)		1,098	1,283	283	392

## (7) 未熟児訪問指導

平成23年(2011年)10月から一部の未熟児（2,001g～2,499gで医療ケアを必要としない児）、平成25年(2013年)4月から全ての未熟児に対して訪問を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	実人数	延べ人数
平成25(2013)		201	235
" 26(2014)		239	274
" 27(2015)		181	213

#### (8) 未熟児専門相談

未熟児の保護者の育児不安の軽減と未熟児の健康保持を図ることを目的に専門医や発達指導員による相談を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	相談延べ人数
平成25(2013)		39
〃 26(2014)		39
〃 27(2015)		61

#### (9) 子どもアレルギー専門相談

アレルギー性疾患の発症予防・悪化予防のために専門医による相談を実施している。

(単位：人)

年 度	区 分	相談延べ人数
平成26(2014)		90
〃 27(2015)		98

平成26年(2014年)8月から実施

## 北大阪健康医療都市の取組（吹田操車場跡地のまちづくり）

### 1 北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり

北大阪健康医療都市（愛称：健都）は、昭和59年（1984年）に東洋一の規模を誇った吹田操車場が廃止され、吹田信号場となっていた跡地（約50ha）において、平成11年（1999年）に梅田貨物駅機能の半分がこの跡地に移転（約27ha）されることから始まる。吹田市と摂津市にまたがる跡地において新たに生み出されたまちづくり用地（約23ha）においては、跡地から新たな都市拠点への土地利用転換を図るため、土地区画整理事業（施行者：UR都市機構）などにより、道路や公園、ライフラインなど都市基盤の整備が行われてきた。また、健都では、国立研究開発法人国立循環器病研究センターや地方独立法人市立吹田市民病院の移転、医療研究機関・医療関連企業等の誘致を進めるなど、平成30年（2018年）を目途に、国際級の複合医療産業拠点の形成を目指している。

今後、循環器病予防を中心として、健康寿命延伸を目指した健康・医療のまちづくりを進め、各ゾーンにおける施設整備やそこで展開される事業は、「健康・医療」を中心とするコンセプトを共有し、互いに連携することにより、相乗効果を生み、付加価値が高まる構造が構築されることを目指している。

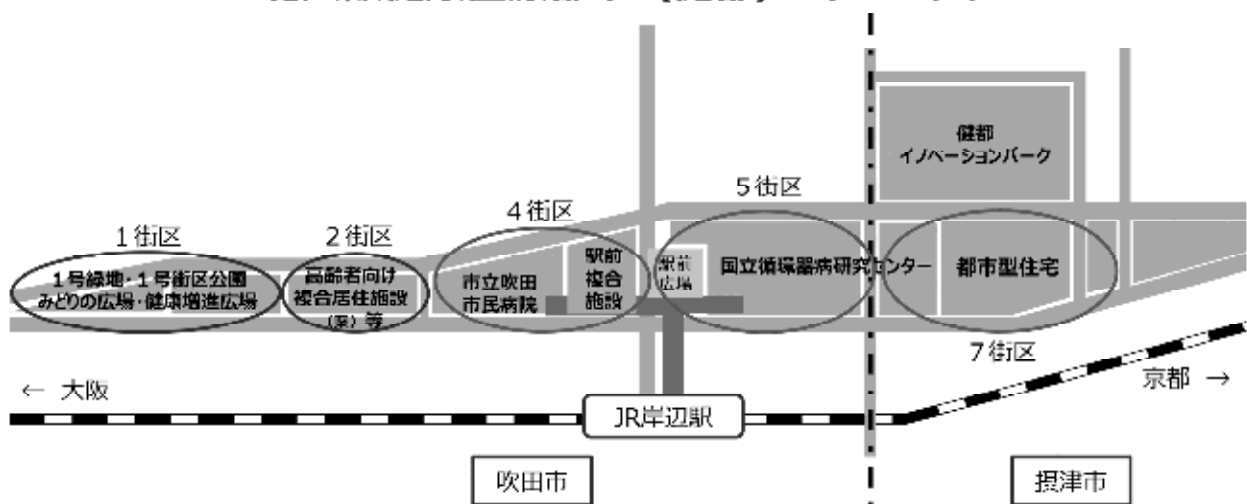
## 2 まちづくり計画

市は、吹田操車場跡地のまちづくりを進めるに当たり、学識者や経済界を始めとする各方面の専門家が参加する吹田操車場跡地まちづくり計画委員会により、まちづくりの方向性が示された「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を基本として、議会や東部拠点まちづくり市民フォーラム、「吹田操車場跡地まちづくりアイデア募集コンペ」による提案を取り入れながら、吹田操車場跡地のまちづくり全体の基本指針となる「東部拠点のまちづくり計画」を策定した。

平成30年度（2018年度）を目処に国立循環器病研究センター等が同地へ移転建て替えすることを見据え、循環器病についての予防医療や健康づくりの取組を推進するなど、このまちならではの強みを生かしたまちづくりを進めるため、平成26年（2014年）5月に「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定した。

国立循環器病研究センターの移転決定や「健康・医療のまちづくり」基本方針の策定、医療クラスターの集積地となる健都イノベーションパークの整備など、具体的なまちづくりが進展するという一部状況の変化もあり、東部拠点のまちづくり計画や東部拠点環境まちづくり計画等の各種計画を踏まえた上で、吹田操車場跡地まちづくり実行計画を策定した。さらに吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画（エコまち計画）や、イノベーションパーク（仮称）利用基本計画を策定し、これらに基づくまちづくりを推進している。

### 北大阪健康医療都市（健都）ゾーニング



### 駅周辺ゾーン完成イメージ（平成30年度（2018年度））



ゾーン名称	コンセプト	街区	施設	完成時期(予定)
緑のふれあい交流創生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに生み出すまとまった緑の空間</li> <li>・緑を中心とした市民の生活交流空間</li> </ul>	1 街区	1 号緑地	平成27年度(2015年度)
			1 号街区公園	平成27年度(2015年度)
			みどりの広場	平成28年度(2016年度)
			健康増進広場	平成29年度(2017年度)
		(仮称) 健都ライブラリー	平成31年度(2019年度)	
		2 街区	高齢者向け複合居住施設(案)等	平成30年度(2018年度)
医療健康及び教育文化創生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度医療機関と連携し、最先端の環境機能と持続可能性を兼ね備えた医療クラスター拠点</li> </ul>	4 街区	市立吹田市民病院	平成30年度(2018年度)
			複合商業施設	平成30年度(2018年度)
		5 街区	国立循環器病研究センター	平成30年度(2018年度)
都市型居住ゾーン(摂津市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住機能を中心とした複合的な機能を有するゾーン</li> </ul>	7 街区	都市型住宅等	未定

※都市型居住ゾーンは、摂津市まちづくり基本計画より抜粋

### 3 国際級の複合医療産業拠点を支える都市基盤整備

#### (1) 広域からのアクセスを高める交通結節機能

国土軸を形成するJR東海道線(京都線)に位置するJR岸辺駅は、平成24年(2012年)3月に駅舎機能を2階に集約、バリアフリー化した橋上駅となった。また、同年4月には、鉄道や貨物駅をまたぐ「南北自由通路」や「岸辺駅北交通広場」が同時にオープンし、広域から健都へのアクセスが向上した。さらにこれまでからあった岸辺駅南交通広場はリニューアルされ、南側からのアクセスも向上した。

#### ※吹田操車場跡地土地区画整理事業

○施行面積：約22.1ha ○事業費：約122億円 ○施行者：UR都市機構

○事業期間：平成21年(2009年)4月～平成28年(2016年)3月

#### ※JR岸辺駅南駅前広場再整備事業

○施行面積：約4,000㎡ ○施行者：吹田市

○事業期間：平成20年度(2008年度)～平成26年度(2014年度)

#### (2) 健康・医療のまちづくりを支える道路

健都の東西を貫く都市計画道路天道岸部線や千里丘中央線(摂津市)により各施設へスムーズにアクセスできる。また、広域からのアクセスを高める岸部中千里丘線や豊中岸部線(府施

工)の整備が進められている。

※都市計画道路天道岸部線整備事業

○整備内容：延長203m 幅員13m ○施行者：吹田市

○事業期間：平成21年（2009年）3月～平成27年（2015年）3月

(3) 市民や来街者が憩い、交流する公園・緑地等

緑の遊歩道と一体となった緑豊かな空間として、健都全体で緑とうるおいのネットワークを形成する。また、「公園から始まる健康づくり」として約2.5haの（仮称）健康増進公園は、防災機能も兼ね備え災害時も活用できる。さらに健康増進公園には、図書館が持つ機能を多機能化し、多世代が集い・交流し、健康寿命延伸（生涯活躍）につながる場として（仮称）健都ライブラリーの計画を進めている。

#### 4 健都イノベーションパーク

「健康と医療」をキーワードに、先端的な研究開発を行う企業等の研究施設等を集積させ、国立循環器病研究センターを中心とする複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成を目指している。

(1) 事業用地の概要等

全体面積：約4万㎡

想定敷地規模：概ね1,500～5,000㎡

(2) 施設内容

ア 医薬品・医療機器・再生医療製品、健康関連製品・サービス、食品関連企業等の研究所又は研究機能を併せ持つ施設

イ 大学の産学連携窓口及び研究室

ウ その他医療クラスターの形成に資する施設

#### 5 これまでの経緯

昭和59年(1984年)2月	吹田操車場機能廃止（吹田信号場）
〃 62年(1987年)4月	国鉄分割・民営化
平成9年(1997年)6月	国鉄清算事業団が吹田操車場跡地に梅田貨物駅機能の半分の移転を申入れ
〃 11年(1999年)1月	梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定書・同確認書を締結 （大阪府、吹田市、摂津市、日本鉄道建設公団、日本貨物鉄道(株)）
〃 17年(2005年)11月	吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る環境影響評価報告書を提出（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
〃 18年(2006年)2月	吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書を締結 （大阪府、吹田市、摂津市、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本貨物鉄道(株)）
〃 18年(2006年)3月	梅田貨物駅が吹田操車場跡地へ移転されることの市民の意思を問う住民投票条例制定請求（38,887筆）
〃 18年(2006年)4月	臨時議会開催「慎重な審議を行った結果、条例案を反対多数で否決」

平成18年(2006年)5月 ～9月	「8連合自治会を対象とした吹田操車場跡地に係る市長との意見交換会」、「全市民対象の市長との意見交換会」を開催
〃 18年(2006年)8月	(仮称) 東部拠点土地区画整理事業環境影響評価手続開始 環境影響評価実施計画書提出
〃 18年(2006年)11月	「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会」、「吹田操車場跡地まちづくり促進協議会」を設置
〃 19年(2007年)2月	東部拠点のまちづくり市民フォーラムを設置
〃 19年(2007年)11月	吹田操車場跡地地区(仮称)の整備に関する基本協定書を締結 (大阪府、吹田市、摂津市、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本貨物鉄道(株)、UR都市機構)
〃 20年(2008年)7月	都市計画道路3路線、土地区画整理事業を都市計画決定
〃 21年(2009年)3月	東部拠点のまちづくり計画を策定 都市計画道路天道岸部線事業認可
〃 21年(2009年)4月	吹田操車場跡地土地区画整理事業の事業認可(施行者 UR都市機構)
〃 21年(2009年)8月	用途地域の変更(主な変更:準工業(200/60)→商業(600/80)、第1種住居(200/60)、地区計画の決定)
〃 22年(2010年)3月	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意 (関西4府県地域(健康長寿関連産業))
〃 22年(2010年)8月	「大阪北部産業集積形成基本計画」策定
〃 23年(2011年)6月	吹田操車場跡地土地区画整理事業の事業計画変更認可
〃 23年(2011年)7月	北部大阪都市計画東部拠点地区地区計画の変更(地区整備計画の決定)
〃 23年(2011年)11月	吹田操車場跡地土地区画整理事業 仮換地指定及び保留地の決定
〃 24年(2012年)3月	JR岸辺駅橋上化による駅舎使用開始、南北自由通路の一部使用開始 (改札内のバリアフリー化完成)
〃 25年(2013年)3月	吹田貨物ターミナル駅の開業
〃 25年(2013年)6月	国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地への移転建て替えを決定
〃 25年(2013年)9月	南北自由通路全面供用開始
〃 26年(2014年)5月	「健康・医療のまちづくり」基本方針策定
〃 26年(2014年)6月	国立循環器病研究センターを中心とする区域が、「関西イノベーション国際戦略総合特区」に追加認定
〃 26年(2014年)7月	「緑の遊歩道」一部供用開始
〃 27年(2015年)3月	UR都市機構が保留地譲受事業者を西日本旅客鉄道(株)に決定 吹田操車場跡地まちづくり実行計画、吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画(エコまち計画)、イノベーションパーク(仮称)利用基本計画を策定
〃 28年(2016年)3月	土地区画整理事業 換地処分、緑の遊歩道及び都市計画道路全面開通

## 6 今後の予定

平成28年度(2016年度)イノベーションパーク事業者募集予定